

令和2年 No.37

○東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

大学入学者選抜方法の変更に伴い、所要の改正するものである。

承認経過

大学入学者選抜方法の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年5月19日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規程第22号

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：大学入学者選抜方法の変更に伴い、所要の改正するものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、<u>大学入学共通テスト</u>及び本学の入学者選抜試験（大学院に係るものを除く。以下、同じ。）の実施に関し必要な企画立案を行うとともに試験の実施にあたることを目的とする。 （審議事項） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) <u>大学入学共通テスト</u>の実施に関すること。 (2) 入学者選抜試験の実施計画に関すること。 (3) 学生募集要項の作成に関すること。 (4) 入学資格審査に関すること。 (5) 合格者認定基準に関すること。 (6) 試験問題に関すること。 (7) 入学者選抜試験の実施に関すること。 (8) 学力検査等の採点に関すること。 (9) 入学者選抜資料の作成及び合格予定者の決定に関すること。 (10) 入学試験の情報処理システムの運用に関すること。 (11) その他<u>大学入学共通テスト</u>及び入学者選抜試験の実施に関し必要なこと。 〔省略〕 （試験実施本部等） 第12条 <u>大学入学共通テスト</u>及び入学者選抜試験の実施のため、本学に試験実施本部及び試験場本部を置く。 2～4 〔省略〕 〔省略〕	〔省略〕 （目的） 第2条 委員会は、<u>大学入試センター試験</u>及び本学の入学者選抜試験（大学院に係るものを除く。以下、同じ。）の実施に関し必要な企画立案を行うとともに試験の実施にあたることを目的とする。 （審議事項） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) <u>大学入試センター試験</u>の実施に関すること。 (2) 入学者選抜試験の実施計画に関すること。 (3) 学生募集要項の作成に関すること。 (4) 入学資格審査に関すること。 (5) 合格者認定基準に関すること。 (6) 試験問題に関すること。 (7) 入学者選抜試験の実施に関すること。 (8) 学力検査等の採点に関すること。 (9) 入学者選抜資料の作成及び合格予定者の決定に関すること。 (10) 入学試験の情報処理システムの運用に関すること。 (11) その他<u>大学入試センター試験</u>及び入学者選抜試験の実施に関し必要なこと。 〔省略〕 （試験実施本部等） 第12条 <u>大学入試センター試験</u>及び入学者選抜試験の実施のため、本学に試験実施本部及び試験場本部を置く。 2～4 〔省略〕 〔省略〕

附 則

この規程は、令和2年5月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。